

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 28 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

要配慮者に対する資格確認書の申請等に関する説明動画について
(周知依頼)

平素より厚生労働行政につきまして、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証(健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。)を基本とする仕組みに移行する中で、資格確認書の取扱いに関して、マイナ保険証を保有していない方については、本人からの申請によらず職権で交付することに加え、高齢者や障害者の方など、マイナ保険証の利用に当たって配慮を必要とする方(以下「要配慮者」という。)については、マイナ保険証を保有している場合でも、申請に基づき資格確認書を交付する取扱いとしていところでは、

先般、「福祉施設や在宅の要配慮者に対する資格確認書の交付等について」(令和7年5月13日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課等事務連絡)にて、資格確認書の申請交付や、要配慮者に関するマイナ保険証の取扱いについてお示ししましたが、マイナ保険証や資格確認書の運用をよりご理解いただけるよう、今般、当該事務連絡の要点などをまとめた説明動画を作成いたしました。

つきましては、本動画も活用のうえ、関係方への周知にご協力いただきますよう



お願いします。なお、動画内で使用している別添資料は、説明動画とともに厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43776.html) にも掲載しておりますので、あわせてご活用ください。

説明動画 : <https://www.youtube.com/watch?v=1J2JGjnJwm0>

資料 : <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001523536.pdf>

要配慮者の資格確認書の申請等に関する説明動画

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

これからの医療機関の受診方法（マイナ保険証と資格確認書）

- いま手元にある発行済みの健康保険証について、国民健康保険に加入されている多くの方は、本年7月31日以降、順次有効期限の満了を迎えます。（最長でも12月1日まで）
- 今後は、医療機関を受診される際、
 - ・ マイナ保険証を持っている方はマイナ保険証を、
 - ・ マイナ保険証を持っていない方は資格確認書を（従来の健康保険証と同様にお使いいただけます）ご利用いただくのが基本となります。

医療機関・薬局では、
以下のいずれかで受付をお願いします

マイナ保険証

受付時に顔認証ができない際に必要となる、
マイナンバーカードの

4桁の暗証番号をお忘れなく！



健康保険証

有効期限は**最長1年間**
(令和7年12月1日まで)



資格確認書



何らかの事情で、
マイナ保険証での受付が出来ない場合は
「マイナポータル」等と併せて
受付が出来ます。

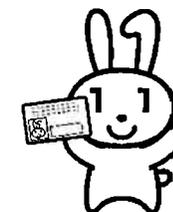
詳細はこちら



マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、
搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。
ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



資格確認書の取扱いについて

- 昨年12月から保険証が新規に発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する中で、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を申請によらずお送りするほか、来々夏までの暫定措置として、75歳以上の後期高齢者には、マイナ保険証の有無によらず全員に資格確認書を交付することとしています。
- 他方で、74歳以下の方は、マイナ保険証をお使いいただくのが難しい方（65歳以上の高齢者や、障害者などの要配慮者の方）の場合、保険者に申請をしていただいて資格確認書の交付を受けることになります。
- 今般、国民健康保険の有効期限の到来を順次迎えるに伴い、この資格確認書の交付申請の周知について御協力をお願いいたします。

※ 資格確認書自体は、法律に根拠があるものであり、暫定的な運用ではありません。

厚生労働省
後期高齢者医療制度と国民健康保険にご加入の方
健康保険証の有効期限をご確認ください！
令和7年8月1日*以降順次、健康保険証は使えなくなります。
健康保険証失効後は、医療機関等の窓口で、マイナ保険証が資格確認書をご利用ください。
ご自身が資格確認書の交付対象かどうかは、以下をご参照ください。

後期高齢者の方	マイナ保険証をお持ちでない方	マイナ保険証の利用が困難な方*
全員に資格確認書が交付されます。 ※令和8年7月末まで	健康保険証の有効期限前に資格確認書が交付されます。 マイナ保険証の有無(利用登録状況)はマイナポータル等でご確認いただけます。	申請により資格確認書が交付されます。 *ご高齢の方や障害をお持ちの方など

マイナ保険証があれば、過去の病歴やお薬情報などがわかり、救急現場での適切な処置につながるなど、より良い医療が受けられます。この機会にぜひ切り替えをご検討ください。

厚生労働省 マイナ保険証 | 検索 | QRコード

(参考)

6/2読売新聞朝刊掲載の新聞広告

資格確認書の交付申請について

資格確認書について

(令和7年6月時点)

資格確認書とは

- ・ 当分の間、マイナ保険証を保有していない(マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない)方全てに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が無償で申請によらず交付されます。
- ・ 従来の健康保険証と同様に、**単体で受診することができます。**
- ・ 有効期限は最大5年です。
- ・ 保険者によって様式・発行形態が異なります。

マイナ保険証を保有している方うち資格確認書の交付対象となる方

後期高齢者医療制度の被保険者

(75歳以上の方・65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方)

マイナ保険証の保有状況にかかわらず、**資格確認書を無償で申請によらず交付します**

マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方

(ご高齢の方、障害をお持ちの方、児童本人や親権者等による資格確認が難しい場合、など)

申請いただくことで資格確認書を無償で交付します

※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。



上記に該当する方は、**マイナ保険証と資格確認書の両方**をお持ちいただけます。

従来の健康保険証と同様に、**代理申請**が可能です！

親族等の法定代理人以外にも、福祉施設等の利用者は施設側で代理申請が可能です。在宅の要介護者については、本人の状況に応じて、ケアマネジャーや自立相談支援員等による代理申請が可能です。



代理申請って、具体的にどうすればいいの？

ご加入の保険者より、**資格確認書交付申請書**を入手し、必要な情報をご記入のうえ、ご提出ください。

※ 市区町村国保→お住まいの市町村(特別区を含む)の窓口
国民健康保険組合→国民健康保険組合又は各都道府県の窓口

申請書の記入方法等は、**<ウラ面>**をご確認ください。



資格確認書交付申請書の記入例

- 1 申請する年月日を記入
- 2 申請する人(ご本人の場合はご本人、代理人の場合は代理人)の氏名・電話番号・住所を記入
- 3 申請する人が属する世帯(住民票の記載事項に則る)の世帯主との関係性を記入
※ 施設職員等の外部の方が申請する場合は、「その他」に申請者との関係性を記入
- 4 申請する人の世帯主(住民票の記載事項に則る)の氏名を記入
- 5 申請する人の世帯主の個人番号(マイナンバー)を記入
- 6 資格確認書の交付を希望する人の住所を記入
※ 申請者ご本人の場合は、住所を記入せず「同上」にチェックしてください
- 7 資格確認書の交付を希望する人の氏名・性別・生年月日を記入
- 8 資格確認書の交付を希望する理由を選択
※ 各選択肢の補足説明は、「申請理由欄の補足説明」をご参照ください
- 9 資格確認書の交付を希望する人の個人番号(マイナンバー)を記入
- 10 任意記載事項を資格確認書に記載することの希望有無をチェック
※ 任意記載事項とは、一部負担金限度額の適用区分、食療費標準負担額または生活療費標準負担額の減額の適用区分、認定を受けた特定疾病および自己負担限度額の区分をいいます。**任意記載事項を記載することで、別途、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を申請いただき、交付を受ける必要がなくなります。**

別添19 参考例 国民健康保険 資格確認書交付申請書

【高て系】〇〇市 〇〇区、町、村 氏 次のとおり申請します。

申請日	年 月 日	1
申請者	氏名	2
	住所	3
世帯主	氏名	4
	個人番号	5

※ 代理人が申請する場合は、原則として、別途、委任状等の各所長行が認める書類の提出が必要!

※ ここから下の太枠内は、交付を希望する人について記入してください。

住所	住所	6
1 氏名	性別	7
2 氏名	性別	8
3 氏名	性別	9
4 氏名	性別	10

任意記載事項の記載の希望
 任意記載事項の記載を希望しない
 任意記載事項の記載を希望する

1 任意記載事項とは、一部負担金限度額の適用区分、食療費標準負担額または生活療費標準負担額の減額の適用区分、認定を受けた特定疾病および自己負担限度額の区分のことです。任意記載事項を記載することで、別途、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を申請いただき、交付を受ける必要がなくなります。

2 任意記載事項を記載する場合は、申請理由欄の補足説明欄に「任意記載事項の補足説明」を記入してください。

3 任意記載事項を記載する場合は、申請理由欄の補足説明欄に「任意記載事項の補足説明」を記入してください。

4 その他

※ マイナンバーカードによるオンライン申請を希望する場合は、「申請理由欄の補足説明」に「マイナンバーカードによるオンライン申請を希望する」と記載してください。

※ 「マイナンバーカードを所持していない方、マイナンバーカードを取得しているが健康保険利用登録を行っていない方」は、申請によらず資格確認書が交付されるため、申請の必要はありません。

資格確認書の交付申請書の様式や記入内容は保険者によって異なります。また、代理人による申請の際には、代理人(申請者)の本人確認書類や委任状が必要になります。いずれも、詳しくは資格確認書を申請する先の保険者からの情報をご確認ください。

マイナンバー
フリーダイヤル
0120-95-0178
5線を流すのうえ、音声ガイダンスにしたがってお話しください。
受付時間: 受付時間はこちら

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



保険証の切り替わりに伴う周知のリーフレット

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。
令和7年7月31日以降、順次満了

となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

マイナ保険証か資格確認書

で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に申請すれば資格確認書を取得できます。親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能です。

まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！

マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ >>>

マイナンバーカードを健康保険証として
使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、
何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？

- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します
- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。
- 3 「健康保険証」を押します
- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

マイナンバーカード
お問い合わせ
0120-95-0178
5分を過ぎると、音声ガイダンスに繋がってお済みください。
受付時間 (標準受付時間)
平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

目視モードのリーフレット

マイナ保険証利用時に顔認証や暗証番号での受付が難しい場合は 目視で本人確認を行うことができます

何らかの事情で顔認証や暗証番号での本人確認ができない方は、医療機関・薬局の受付の職員にお声がけいただければ、職員による目視での本人確認が可能です。



どんなときにお申しでもいいの？

以下のような場合に、目視での本人確認を行うことが可能です。

- 顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった(又は暗証番号を連続で3回間違えてロックがかかってしまった)場合
- 患者ご本人が認知症・障害等により、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合



目視での受付をお願いしたいとき、どうすればいいの？

まずは受付の職員にお声がけください！その後、以下の手順で受付を進めていきます。



- 1 職員が顔認証付きカードリーダーの設定を変えます。
- 2 職員がカードの顔写真を目視で確認して、ご本人確認を行います。
- 3 確認後、患者さんご本人で顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置いていただきます。それ以降は通常通りの同意画面に遷移しますので、案内に沿って同意を進めてください。



マイナンバーカード
フリーダイヤル **0120-95-0178**
5歳未満のうえ、音声ガイダンスにしたがってお尋ねください。
受付時間(※※※※※) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



ひと、くらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

～目視モードを利用する医療機関・薬局の声～

- ◆ マイナンバーカードを使わずに諦めて、保険証で確認することはなくなった。【薬局】
- ◆ 使い勝手が上がり、すぐに切り替えて使えるようになった。スムーズで助かっている。【病院】
- ◆ 薬剤同意等に関しては、本人が入力できる場合には、自身で対応。無理なら、口頭で同意確認&入力サポートするか、ご家族に問診。【病院】
- ◆ 救急外来でも通常外来でも、お薬の情報はやはり確認したい。マイナンバーカードが使いやすくなるため、その観点でも目視モードの改善はよかった。【病院】
- ◆ 患者の多くが80~90歳の高齢者（平均年齢82歳）。1日20名くらい受診があり、かなり使っている。認知症の方もおり、そういった方は顔認証・暗証番号は難しいことが多いので、受付時には基本的に目視確認モードを使っている。【診療所】
- ◆ 患者も、暗証番号を1回間違えるとすごく不安になるが、目視でできると言えばすごく安心する。【歯科】
- ◆ 顔認証がうまくいかず後ろがつかえると、患者自身が焦ってしまうので、患者目線の観点からも目視で対応できるのはありがたい。【歯科】

よくある質問（支援者・ご家族向けご説明資料より）

Q1. 障害がある場合、マイナ保険証の利用の際に家族や施設職員の方等が介助してもよろしいでしょうか。

- A.** 患者の方の希望によりご本人の前で支援を行うことを妨げるものではありません。ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい（車いすに乗っている、視覚障害を持っている等）等のやむを得ない事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、施設職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

Q3. マイナンバーカードには大事な情報が入っていますか？持ち歩いていいか心配です。

- A.** マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報（保険証情報や医療情報等）は入っていません。また、カード裏面のマイナンバー（12桁）を知られただけでは悪用されません。
- マイナンバーカードのセキュリティは厳重に管理されています。従来の健康保険証のように、安心してお持ち歩きください。
- 紛失・盗難された場合は、いつでも一時利用停止ができますし、写真付のため、第三者が容易になりすますことはできません。
- また、暗証番号が一定回数間違えるとロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。
- 万が一紛失された際には、マイナンバー総合フリーダイヤルにお電話ください。音声ガイダンスに従って、24時間365日、一時利用停止することが可能です。
- なお、マイナ保険証利用時、医療機関や薬局が参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報（氏名、住所等）と、ご本人の同意があった場合に限り、受けている治療内容やお薬の履歴が閲覧可能となります。⁷

福祉施設等でのマイナンバーカード・資格確認書の管理について

- **施設入所者等のマイナンバーカード**については、入所契約や預かり証等の合意に基づき、**施設側で管理することが可能**です。
- **資格確認書**については、従来の保険証と同様に、**施設等で管理することが可能**です。
- **マイナンバーカードの暗証番号**については、原則として法定代理人以外に知らせることは適当ではないですが、施設側でカードを預かる際に**暗証番号までを管理することが求められているものではありません**。暗証番号を施設側で管理していなくても、**医療機関の受診時にはマイナ保険証の目視確認で受付が可能**であり、入所者に対して、マイナ保険証の解除を求める必要はなく、
 - 入所者の方が暗証番号の管理に不安を覚えている場合には、**暗証番号の設定を不要にした顔認証マイナンバーカードに切り替え**ていただくか、
 - 利用登録の解除をしなくても、**資格確認書の申請**により交付が受けられ、**マイナ保険証と資格確認書の2枚を手元に持つ**ておくことが可能となっておりますので、こうした内容も御案内下さい。

マイナ救急について

マイナ保険証は救急時の備えとしても活用できるため、ご利用いただける方には外出時にも携行いただきたい。



マイナ救急〔マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化〕

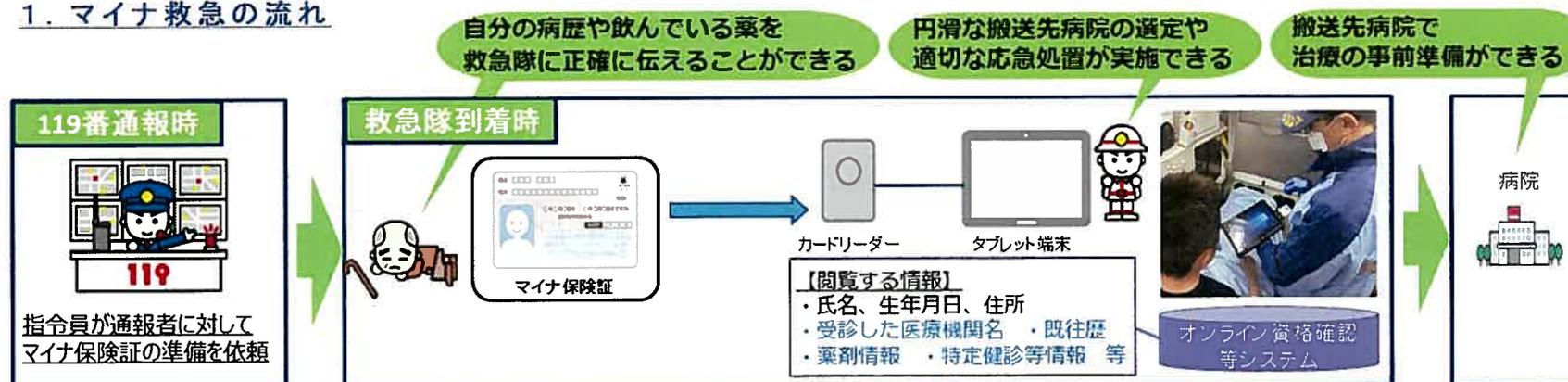


令和7年2月21日
消防庁報道発表資料
(一部改変)

事業概要

▶マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組

1. マイナ救急の流れ



2. 令和6年度実証事業の結果

- ・67消防本部660隊において、約2ヶ月間の実証を行った。
- ・マイナ救急により、情報閲覧した件数は**11,398件**。

3. 令和6年度補正予算

マイナ救急の全国展開の推進 **20.6億円**

- ※全国の各消防本部において、救急現場での操作性に優れた専用システムを活用した実証事業を実施
- ※実証事業の規模 令和6年度 660隊 ⇒ **令和7年度 5,334隊**

4. マイナ救急の広報について

- ・マイナ救急の認知度向上を図るため、**ショートムービー**を作成し、SNS（YouTube、消防庁X等）で広報を行うとともに、全国の消防本部、都道府県等へ提供。



- ・今後、マイナ救急の流れの説明、活用事例の紹介、マイナ保険証の携行の呼びかけ等のため、**政府広報、ポスター、広報誌**等により、**国と自治体とで連携した広報を実施**予定。